

令和8年4月1日改定

いじめ防止基本方針

札幌市立発寒小学校

=いじめとは(いじめ防止対策推進法第2条より) =

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の**対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの**をいう。

【具体的な態様】冷やかす・からかい、悪口、嫌なことを言われる、仲間はずれ、集団による無視、叩かれる、蹴られる、金品を隠される、壊される

方策1～未然防止

- ◇ **あたたかな心をはぐくむ学級・学年づくり**
 - ・「あたたかな挨拶」「あたたかな言葉」の定着
 - ・多様性や特性を認め合い、高め合う学級経営(学級会の充実)
 - ・自己有用感を高め、認め合い助け合う特別活動の充実
- ◇ **学び合いを通して学ぶ喜びを実感する授業づくり**
 - ・学び合いから新たな見方・考え方を見出す授業の充実
 - ・発寒小スタンダードで学習規律(話の聞き方、話し方等)を育む
- ◇ **自他の人権を尊重する心を育む**
 - ・「思いやり」「相互理解・寛容」を重点にした道徳の授業(通年)
 - ・他者を理解し助け合う心を育成する「人権教室」の実施(6月)
 - ・「命の大切さを学ぶ月間」の活動(心の指導等)(8～9月他)
 - ・「いじめ」について児童の理解を促す学級活動の充実(11月)
 - ・情報モラル教育の充実(毎月)

方策2～早期の発見と対応

- ◇ **綿密な児童観察と教職員同士の情報共有**
 - ・登校時及び休み時間の複数教師による見守り
 - ・教室での児童観察
 - ・欠席日数の検証
 - ・学びの支援委員会や職員集会等での情報共有
 - ・些細なことでも学年および担当担任外等に相談する体制づくり
- ◇ **アンケートや面談の実施**
 - ・「はっさむっ子アンケート」の実施(5月・2月 記名式 本校独自)
 - ・「悩みいじめ調査」の実施(11月 記名式 市教委)
 - ・「はっさむっ子ほっとタイム」の実施(5月・11月他、必要に応じて)
- ◇ **教職員の対応力の向上を図る研修**
 - ・児童理解および人間尊重について学ぶ校内研修の実施
- ◇ **迅速かつ組織的な対応**
 - ・からかい等に対するその場での指導等教職員による積極的な関わり
 - ・いじめ防止対策委員会による情報共有と対応方針等の検討と共有

方策3～専門家/機関との連携

- ◇ **SC・SSWとの連携**
 - ・適切な支援に向けた専門的な助言
 - ・実効的ないじめの問題の解決
- ◇ **警察への相談・通報**
 - ・児童の命や安全を守ることを最優先に、いじめが犯罪行為に相当し得ると考えられる場合に適切な支援の手立てを求める
- ◇ **その他専門家/機関との連携**

いじめ防止対策委員会による組織的な対応について

- ◇ **構成員** 校長、教頭、教務主任、保健主事、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、学年主任、担任等、SC、SSW
- ◇ **いじめの早期発見・いじめへの対処**
 - ・緊急会議の開催
 - ・情報の共有
 - ・事実関係の把握
 - ・専門家/機関との連携
 - ・被害児童への支援(安心・安全の確保)と保護者への協力要請
 - ・加害児童への指導体制
 - ・対応方針の決定と指導及び再発防止に向けた保護者への協力要請
 - ・対応後の見守り
 - ・いじめの認知と解消の確認
- ◇ **いじめの解消に向けた指導と支援**
- ◇ **いじめ防止基本方針の見直しと保護者への周知(学校ホームページ及び学校説明会等)**